

PCB 廃棄物保管・使用状況 環境省



環境省は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）」に基づき、PCB廃棄物を保管する事業者から都道府県等に届出された、平成15年3月31日現在のPCB廃棄物の保管状況について全国集計結果をまとめ公表しました。

この集計は事業者から都道府県に届け出されているPCB廃棄物の保管量とPCBが使用されている製品の使用状況を、(1)高圧トランス、(2)高圧コンデンサ、(3)低圧トランス、(4)低圧コンデンサ、(5)柱上トランス、(6)安定器、(7)PCB、(8)PCBを含む油、(9)感圧複写紙（ノーカーボン紙）、(10)ウエス、(11)汚泥、(12)その他の機器 - - の12の区分ごとにとりまとめたものです。

このうち廃棄物保管量(台数、重量ベース)については、高圧コンデンサ、低圧トランス、PCB、ウエス、その他の機器 - - の5項目は14年度集計結果より保管量が減少していましたが、これ以外の7項目は増加。一方使用量(重量、台数ベース)のほうは低圧トランス、低圧コンデンサ、PCBを含む油 - - の3項目が14年度集計結果より増加していましたが、これ以外の6項目は減少していましたが(感圧複写紙、ウエス、汚泥はデータなし)。

この結果について環境省は「保管量は全体として増加傾向にあり、使用量は減少傾向にある」とまとめ、このような結果が出た要因として、(1)PCB特措法の施行でこれまで把握されていなかったPCB廃棄物の把握が進んだ、(2)使用から保管への切り替えが進んだ - - の2点をあげています。

なお環境省はPCB廃棄物数量の確実な把握を進めるために、引き続きPCB特措法に基づく届出制度の周知と事業者への適正保管についての指導徹底を都道府県に要請していく方針です。

資料:2005年1月21日付 EIC ネット

総務箇所 横山 美代子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

